

古物商等の許可証をお持ちの皆さんへ...

古物営業法施行規則が**改正**されました



令和7年8月20日に「古物営業法施行規則の一部を改正する規則」が公布され、10月1日より施行となります。

主な改正点は以下のとおりです。

◎ 身分確認及び台帳等への記録の作成（以下身分確認等）が免除されない古物の追加



電線



エアコンディショナーの室外ユニット
電気温水機器のヒートポンプ



グレーチング
(金属製のものに限る)

「身分確認等が免除されない古物」として、新たに上記3種目が追加されました。

これらの古物の買い取り等を行う場合には、取扱い金額に関係なく身分確認等が必要となります。

法令で定められている身分確認等を実施しないと、処罰や行政処分の受ける可能性があります。

法令を遵守したうえで、盗難被害品の早期回復及び中古市場への流入防止のため引き続き健全営業をお願いします。

～～～ 詳細は各警察署へお問い合わせください ～～～

新潟県警察

